

- 議長（河野） 5 番、森繁樹君。
- 5 番（森） はい。議長。
- 議長（河野） 森君。
- 5 番（森） 5 番、森です。
- 5 番（森） それでは、通告に従い僕の一般質問をさせていただきます。

「綾川町乾杯条例の制定を」。

乾杯条例は地域の特産品や文化を活用し、住民同士のつながりを強め、地域の活性化を図る施策です。全国的な成功事例や調査結果を参考に、条例制定のメリットや、継続性のポイントについて説明させていただき、町の考えをお伺いしたいと思います。

1、乾杯条例の概要と全国的な動向

乾杯条例は、地元の飲料や特産品を使った乾杯を推奨することで、地域のアイデンティティーを高める取り組みです。最初の条例は、2004年に京都府京丹波町で制定され、その後、全国各地で採用されるようになりました。特に有名なのが、京都市の「日本酒で乾杯条例」で、日本酒の消費拡大や観光誘致に成功した事例として注目されています。

乾杯条例の主な目的として、以下が挙げられます。

地元産品の普及促進と、地域産業の振興、地域文化の伝承と発信、観光客誘致と経済活性、住民同士の交流促進とコミュニティ形成、さらに、乾杯条例を制定した自治体では、多くの場合、特産品の認知度向上や、観光客の増加といった具体的な効果が確認されています。

北海道中標津町では「牛乳で乾杯条例」によって、酪農製品の価値を高め、愛知県東海市では「トマトジュースで乾杯条例」によって、農産物の消費拡大を実現しました。これらの事例から乾杯条例が地域の特産品や文化を中心にとらえたまちづくりに効果的であるということがわかります。

2、綾川町における乾杯条例の目的や狙い

アンケート調査結果によると、乾杯条例を制定した自治体の多くで、特産品の売り上げ向上や観光収入の増加が確認されています。綾川町でも特産品のブランド化を進め、地元産品を全国に展開するチャンスが広がります。綾川町は美しい自然と豊かな特産品を誇る地域です。乾杯条例は以下の点で重要な役割を果たします。

①地元産業の振興

地元の農産品や加工品を乾杯用飲料として活用することで、特産品の消費拡大や新たな市場開拓が期待できます。例えば、綾川町のイチゴをイチゴシャンパンにしたり、ブロッコリーやアスパラをスムージーにしたり、柿で焼酎を作ったり、アイデアはたくさんあると思います。また、形や大きさの悪い作物を2次利用とすることも視野に入れたりすることができると思います。

②観光資源の創出

来年度開催される、瀬戸内芸術祭での多くの外国人観光客が見込まれます。日本では

古代より神聖なものとして、酒を飲む文化があり、江戸時代には升に酒をそそぎ、明治には現在の乾杯に近い言葉が形成されました。

近代ではその形や飲み物の多様な形となっており、日本のお酒を好む外国人観光客もたくさんおられ、ユネスコ無形文化遺産に登録された「酒造り」の文化をもっと知ってもらいきっかけになるイベント等の開催などが考えられます。

③地域コミュニティの活性化、祭りやイベント行事ごとで乾杯を収集推奨することで、盛り上がりを助長し活性化を図れます。

3、効果的に活用する条件と、持続可能性の確保

乾杯条例を活用的に効果的に活用するためには、以下の要素が重要だと思います。

①住民の認知度向上

条例の趣旨を住民全体に浸透させるため、学校や地域行事を通じた啓発活動が必要です。

また、条例を活用したPR活動を積極的に展開することも大切です。調査結果によれば、思ったような効果が出てない自治体もあり、前述したことをできてないということが要因だとして挙げられます。

これに対して、例えば、駅バルや綾バルなどで周知したり、コラボ的なイベントを継続的に企画することも手段としてあると思います。

また、「綾川公認乾杯飲料」というものを作って、民間からの新商品開発などを一緒にPRするという形もいいかもしれません。

②瀬戸内芸術祭の観光客増加や、20周年イベントとの相乗効果

継続してPR活動していくことも大切ですが、2025年は、条例制定するにはもってこいの年で、絡めることで、相乗効果を発揮するイベントがたくさんあります。空港を降りて瀬戸内海に向かう動線を1回綾川に向けさせるという策で日本酒を使うということは1つの手段になりうることだと思います。県内6造のうち2造がある綾川町は、そういった意味でのポテンシャルがあると思います。

条例制定記念綾川おもてなし乾杯ドリンクサービスのようなキャンペーンをすることも方法として考えられます。

③担当課や連携するための組織の明確化

調査結果によると、盛り上がりを継続できない要因に、条例制定のときは担当職員が変わって、思うように機能してないという点が挙げられます。町だけでなく、農家や企業、そして住民がすべて一丸となることが大切なので、定期的に連携を取るための会議や意見交換が必要だと思います。

乾杯条例は単なるイベント用の条例ではなく、未来の地域の未来を形づくるきずなの条例です。綾川町の特産品や文化を軸に、住民の団結力を高め、観光客を呼び込み、地域の魅力を全国に発信するチャンスです。一旦コロナで落ち着いた乾杯条例ブームですが、酒造りのユネスコ無形文化遺産登録の影響で、再び制定する自治体は増えてくるのではないかと個人的には推察しています。県内8市9町では、乾杯条例を制定して

いません。

第2波の先頭に立つ気持ちで乾杯条例を制定し、前述した様々な効果をねらってみてはと思いますが、町の考えをお聞かせください。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。

乾杯条例は、平成24年12月に京都市が「京都市清酒の普及の促進に関する条例」を議員立法として制定したのを皮切りに、酒類等を地域の特産品とする全国の自治体に広がっております。元々、日本酒離れに悩む日本酒造組合中央会が、平成16年に「日本酒で乾杯推進会議」を発足させ、その活動の結果として条例が制定されたものと伺っております。また、乾杯条例の対象も、アルコール飲料だけではなく、牛乳、お茶、トマトジュース、乳製品など多様化していることは承知しております。

乾杯条例は、地域の伝統産業の普及や、日本文化への理解を目的としたものが多数であり、議員提案が8割程度、首長の提案は2割程度となっております。法令に規律していない「乾杯」という住民の身近な行為を対象に、「法」形式で定めた純粋な自主条例であります。

乾杯条例の制定につきましては、これまでも令和2年9月の第4回定例会において、大野直樹議員より一般質問がありましたが、本町といたしましては、地域の活性化、産業振興の発展や観光面からも、酒造会社の存在意義は大きいものと捉えておりますが、特定の業種の奨励にならないよう公益性を十分に検証した上で、条例立案には、自治体にとって重要な事項かどうかを十分に議論し、住民の意思を十分に反映していることが、立法事実として求められるものと考えており、条例の制定につきましては、研究課題としたいと考えております。

来年度は瀬戸内国際芸術祭が開催され、多くの観光客が香川県を訪れることが想定されます。綾川町PRの好機と考え、綾川町の特産品を多くの観光客に手に取っていただけるよう、また来年度は綾川町合併20周年に当たることから、綾川町の魅力を全国に発信できるよう努力をしてまいりたい、そのように考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○5番（森） はい、議長。

○議長（河野） 森君。

○5番（森） はい、答弁ありがとうございました。

特定の、というところも、僕も非常によくわかるんですけども、なので日本酒に限らずいろんなという意味でも、ちょっと押し進めたいなと僕自身は思ってるんですけども、先ほどの大野議員のクラフトビールの話なんですけれども経済課にもお伺い

したいんですけれども、まだ始まってはないんですけど、関係機関と連携協議していき
たいということだったと思うんですけど、ぜひここにこの乾杯条例も併せてお話して
いていただけたらと思うんですけど、どうでしょうかというのがまず1点と、いい
まち推進室さんにもお伺いしたいんですけど、観光協会の会員さん等々に、こういう話
を、打診したりとか協議連携ちょっとお話だけでもしてもらって、これ、町が、ど
うこうってということじゃなくて結構民間がやっぱ頑張らないといけない内容だと思
うんですけど、そこに、ぜひ協議の場を設けてはいただけないかということ、ちょっ
と2点お伺いしたいと思います。お願いします。

○経済課長（福家）はい。

○議長（河野）福家経済課長。

○経済課長（福家）はい、議長。

○議長（河野）はい、福家君。

○経済課長（福家）森議員の再質問にお答えをさせていただきます。先ほど大野議員の
ご質問でもありました通り、高松信用金庫との協定の中での取り組みということでメ
ニューの1つにクラフトビールの開発というのもございました。今後こういった取り
組みについては、高付加価値につながる取り組みについては参加はしてまいりたいと
いうところがございますけれども、一方ではこの条例については、否決をされておる
ところもございますので、個人の嗜好の問題に踏み込むものとして懸念があるという
こともございますので、そういったことも含めまして先ほど答弁いたしました通り、
条例の制定につきましては研究課題としたいと考えております。以上です。

○議長（河野）福家いいまち推進室長。

○いいまち推進室長（福家）はい。

○議長（河野）福家君。

○いいまち推進室長（福家）はい。

○いいまち推進室長（福家）失礼します。森議員の再質問にお答えをします。

観光協会の会員にも、こういった乾杯条例の件、検討ということでのお話だったかと思
います。この件については、観光協会のみならず、綾川町の魅力発信の部分に関連し
ますので、その他、経済課であるとか、商工会、いろんなところと協議を進めていき
たいと考えております。以上でございます。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○5番（森）はい。議長。

○議長（河野）森君。

○5番（森）はい、答弁ありがとうございました。

いろんなところと協議を進めていきたいということだったので、もうぜひそれをお
願いしたいんですけれども、これは民間の方が結構、乗り気というか、やる気になっ
てきたら、町としては、その助けになるんだったらみたいな感じということで捉えてよろ
しいんでしょうか。

もう再質問なんでちょっと最後ちょっと言うておきますけど、再々質問だから。これ全部が一丸となるのが大事なので、まず乾杯する人が大事だと思うんで、僕もこれから綾川愛を持って、綾川町産の飲み物で乾杯するっていうことを可能な限りやっていきたいなと思っておりますんで、執行部の皆様、お店の都合等々あると思いますが、可能であれば、なるべく綾川愛を持って、綾川町産の飲み物で乾杯していただけたらと思います。

2点すいませんお願いします。

○議長（河野） いいまち推進室長、福家君。

○いいまち推進室長（福家） はい、議長。

○いいまち推進室長（福家） 森議員の再々質問にお答えをします。

こういった乾杯条例とか、いろんな面で、民間主導でというところと、それから綾川町産のものを積極的に活用してくださいというようなお話だったと思います。

まずですね、当然ながら、やはり官民連携という取り組みは非常に大事と思っております。当然官だけではいなくて、民だけでもいけないんで、この2つが連携することによって進んでいくものと考えておりますので、この件については、商工会でありますとか、いろんな関係団体にちょっと協議をしていただいて、自発的な活動を促したいなと思っております。

それから、綾川町産のものを使うというようなところですから、当然まち・ひと・しごとの関係でも子どもたちが綾川町から離れていくというところでも取り組んでおりまして、綾川町に愛着を持った子どもたちを育てるような活動もしておりますんで、そんな中で、いろんな世代に綾川町がやっている活動が届くように、啓発の方を進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（河野） よろしいですか、森君。

○5番（森） はい。ありがとうございました。

○議長（河野） 動向を見ながら議員立法という形もありますから、そこのへんも研究したらいい。

○議長（河野） 以上で森君の一般質問を終わります。

○5番（森） ありがとうございました。